



令和5年  
有田川町二十歳の集い

# 一人の大人 として

成年年齢を18歳に引き下げること  
を内容とする「民法の一部を改正す  
る法律」が令和4年（2022年）  
4月1日から施行されました。有田  
川町では従来通り「二十歳」を祝う  
式典を行うこととし、名称を「有田  
川町成人式」から「有田川町二十歳  
の集い」へ変更しました。

「令和5年有田川町二十歳の集い」  
は成人の日を翌日に迎えた1月8日  
（日）に開催され、二十歳を迎える  
皆さまが金屋文化保健センターに集